株主各位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号 ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役社長 諸橋 友良

招集通知記載事項の一部訂正について

平成28年6月8日付でご送付いたしました、当社「第44回定時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】

第 44 回定時株主総会招集ご通知 書面 43 ページに記載の「株主総会参考書類 第 3 号 議案 補欠監査役 1 名選任の件」について訂正いたします。

(訂正前)

(訂正箇所は下線で表示しております。)

氏 名	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社
(生年月日)	当社における地位	株 式 の 数
たか く とし お <u>高</u> 久 敏 雄 (昭和24年4月1日)	昭和42年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 築館税務署署長 平成14年7月 大田原税務署署長 平成15年7月 仙台国税局総務部会計課長 平成19年7月 仙台北税務署署長 平成20年7月 同署退官 平成20年8月 税理士登録 高人敏雄税理士事務所所長(現任) 平成27年9月 ゼビオ分割準備会社株式会社(現ゼビオ株式会社)監査役(現任) 「重要な兼職の状況」 医療法人新生会佐藤病院監事 株式会社猪股会計センター代表取締役 ゼビオ株式会社監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありせん。
 - 2. 高久敏雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. <u>高</u>久敏雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は税理士としての専門知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 4. 当社は定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を 締結できる旨を定めております。 <u>高</u>久敏雄氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該 責任限定を締結できる旨を定めております。

(訂正後)

(訂正箇所は下線で表示しております。)

氏 名	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社
(生年月日)	当社における地位	株 式 の 数
たか く とし お <u>高</u> 久 敏 雄 (昭和24年4月1日)	昭和42年4月 仙台国税局入局 平成13年7月 築館税務署署長 平成14年7月 大田原税務署署長 平成15年7月 仙台国税局総務部会計課長 平成19年7月 仙台国税局総務部次長 平成20年7月 仙台北税務署署長 平成20年8月 税理士登録 高人敏雄税理士事務所所長(明 平成27年9月 ゼビオ分割準備会社株式会社(会社)監査役(現任) 「重要な兼職の状況」 医療法人新生会佐藤病院監事 株式会社猪俣会計センター代表取締役 ゼビオ株式会社監査役	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありせん。
 - 2. <u>高</u>久敏雄氏は補欠の社外監査役候補者であります。

 - 直へ軟縄氏は個人の仁外監査投機備者であります。
 直久敏雄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は税理士としての専門知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 当社は定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。直久敏雄氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定を締結できる旨を定めております。

以上